

# 土地利用区分に応じた規制（法律）

資料 5

→土地利用は、都道府県が策定する土地利用基本計画に定めた五地域の区分に即して規制されている

	都市地域	森林地域	農業地域		自然公園地域	自然保全地域
	宅地造成等規制法	森林法	農地法	農業振興地域整備法	自然公園法	自然環境保全法
法目的	宅地造成に伴う災害の防止	森林の保続培養、森林生産力の増進	耕作者の地位の安定、国内の農業生産の増大	農業の健全な発展	優れた自然の風景地の保護、利用の増進	自然環境の適正な保全
規制対象区域	宅地造成工事規制区域	地域森林計画の対象民有林（保安林以外）	（なし）	農用地区域	国立・国定公園内の特別保護地区、特別地域	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域内の特別地区
規制対象行為	宅地造成（盛土等の土地の形質の変更） ※1m以上の盛土、500㎡以上の盛土等が対象	土石の採掘等の土地の形質の変更（土石の集積を含む）	農地を農地以外のものに転用	宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更等	土地の開墾等の土地の形状の変更、土石の集積	土地の開墾等の土地の形質の変更等

出典：盛土による災害の防止に関する検討会 提言 令和3年12月24日 盛土による災害の防止に関する検討会（抜粋）

○各法律において、それぞれの目的の範囲内で開発を規制。  
そのため、盛土等が行われる区域や規模等によって、規制対象とならないものが存在。

## その他の規制（1）

	都市地域・森林地域・農業地域、その他（自然公園地域等）			景観法 山梨県景観条例 各市町村景観条例
	山梨県宅地開発事業の基準に関する条例	都市計画法	山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例	
法目的	宅地開発に伴う災害の防止、健全な生活環境の保全	都市の健全な発展と秩序ある整備	土砂の崩壊等の防止、県民の生命身体及び財産を保護	良好な景観の形成促進、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現
規制対象区域	都市計画区域外	都市計画区域	県内全域	県内全域
規制対象行為	3,000㎡以上の区域で1m以上の切土・盛土等開発行為	3,000㎡以上の区域で1m以上の切土・盛土等開発行為	3,000㎡以上の区域で土砂による土地の埋立て、盛土等の行為（一時的な埋立て等も含む）	屋外における土石、廃棄物、その他物品の集積又は貯蔵（県条例は土石の集積等の行為については届出の対象外）

○各法令等において、それぞれの目的の範囲内で開発を規制。  
そのため、盛土等が行われる区域や規模等によって、規制対象とならないものが存在。

## その他の規制（2）

	河川法	砂防法	地すべり法	急傾斜地法	土砂災害防止法
法目的	河川に係る災害防止、適正利用、機能維持、河川環境の整備、保全、管理	土石流による災害の防止	地すべり及びぼた山の崩壊を防止し、もって国土の保全と民生の安定に資する	急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護	土砂災害から国民の生命及び身体を保護
規制対象区域	河川区域	砂防指定地	地滑り防止区域	急傾斜地崩壊危険区域	土砂災害特別警戒区域
規制対象行為	河川区域内（河川敷地）の占用、行為等の規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設又は工作物の新築、改築又は除去</li> <li>・掘削、盛土、切土</li> <li>・その他土地の形状を変更する行為</li> <li>・竹木の伐採又は抜根</li> <li>・土砂若しくは砂れきの採取、鉱物の採掘又はこれらの集積若しくは投棄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水を誘致し又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為</li> <li>・地表水を放流し又は停滞させる行為、その他地表水の浸透を助長する行為</li> <li>・のり長3m以上ののり切又は直高2m以上の切土改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水を放流し又は停滞させる行為、その他水の浸透を助長する行為</li> <li>・ため池、用水路、その他の急傾斜地崩壊防止施設又は工作物の設置または改造（建築物は含まれない。）</li> <li>・のり切、切土、掘削又は盛土</li> <li>・立木竹の伐採</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定開発行為の制限</li> <li>・住宅（自己の住居の用に供するものを除く）並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設の建築のための開発行為</li> </ul>

○各法令等において、それぞれの目的の範囲内で開発を規制。そのため、盛土等が行われる区域や規模等によって、規制対象とならないものが存在。